

居住制限区域（浪江町）に居住していた申立人について、原発事故により同居していた亡父母と別々に避難したことや、自家栽培していた米や野菜を原発事故後は購入しなければならなくなったことなどを考慮して平成23年3月から平成25年1月までの日常生活阻害慰謝料（増額分）や生活費増加費用が認められたほか、財物損害（農機具）について、東京電力の算定に基づいて直接請求において賠償されていたが、賠償の対象となる農機具の範囲、取得価格、取得後原発事故までの経過年数、残価率等を見直して、追加賠償された事例。

## 和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）において、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 第1 表明及び保証

申立人は、被申立人に対し、次の事項を表明し保証する。

- 1 (1) 申立外Aが平成26年10月〇日に死亡し、申立人が、全相続人（但し、申立外Bの相続分については、申立外Bの全相続人）による遺産分割協議により、申立外Aの被申立人に対する損害賠償請求権を承継したこと。
- (2) 申立人の知る限り、前項の遺産分割協議を行った相続人が、申立外Aの全相続人（但し、申立外Bの相続分については、申立外Bの全相続人）であること。
- 2 (1) 申立外Bが平成27年5月〇日に死亡し、申立人が、全相続人による遺産分割協議により、申立外Bの被申立人に対する損害賠償請求権を承継したこと。
- (2) 申立人の知る限り、前項の遺産分割協議を行った相続人が、申立外Bの全相続人であること。

### 第2 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、別紙記載の損害項目及び期間について和解することとし、それ以外の点について、本和解の効力は及ばないことを確認する。

### 第3 和解金額

被申立人は、申立人に対し、別紙記載の損害項目に対する和解金として金259万5374円の支払い義務があることを認める。

### 第4 既払金

申立人及び被申立人は、被申立人が申立人に対し、第2項記載の損害に対する賠償金として、金996万7940円を支払い済みであることを確認する。

### 第5 支払方法

（省略）

### 第6 清算

申立人と被申立人は、別紙記載の損害項目（同記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

#### 第7 確認条項

申立人及び被申立人は、別紙損害項目の財物について、仮に本和解による賠償がその価額の全部の賠償となる場合であっても、その支払にかかわらず、所有権は被申立人に移転しないことを相互に確認する。

#### 第8 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が記名押印の上、申立人が1通、被申立人が1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和2年7月13日

(仲介委員 和田 千代)

別紙

平成〇〇年(東)第〇号

損害項目	内 訳	期 間	和解金額	直接請求既払金 (農業機械については減価償却費控除相当額加算後の金額)	既払金控除後金額 (支払金額)
日常生活障害慰謝料(増額分)	家族別離	H23.3~H25.1	690,000	0	690,000
	要介護(申立外A分)	H26.7~H26.10	60,000	0	60,000
生活費増加分	食費増加分	H23.3~H25.1	230,000	57,500	172,500
財物損害	農業機械 (別紙農業機械のとおり)	-	21,615,374	9,910,440	11,704,934
小 計			22,595,374	9,967,940	12,627,434

(別紙農業機械省略)